

宗教トラブル特集

- ・人権侵害や消費者問題を起こす反社会的教団の活動にどう取り組むか
- ・宗教カルトによる人生破壊・家庭破壊にどう対処したらよいか
- ・法律は宗教活動にどこまで介入できるのか

実態編

統一協会・法の華・オウム真理教・
靈視・ヤマギシ会・泰道・国際キリストの教会・サイエントロジー など

対策編

- ・宗教トラブルに取り組む基本的視点
- ・日本脱カルト研究会（JDCC）の活動
- ・カルト問題をどう克服するか
- ・日弁連の「判断基準」の意義とその活用
- ・全国靈感商法対策弁連の活動 など

資料編

判決文（統一協会など14教団、33件）
日弁連意見書（ガイドライン）



2 青春を返せ札幌裁判

控訴審判決の分析

弁護士（札幌）郷路征記

札幌高裁の控訴審判決の解説

事件を担当した郷路弁護士に執筆いただきました（資料編8）。

一 連絡協議会について

(1) 「協会員」についての控訴審

判決の認定

岡村が証言した信者五二万人は名簿に登録された信者数と等しいと推認される。信者は公式七路程の実践が義務とされている。

従つて、五二万人の信者の大多数は、原判決が定義した協会員、即ち「客観的・外形的に経済活動や伝道活動を行う者」に該当する。

(2) 考察

地裁判決は「八七頁以下において、「協会員等の組織・活動とその帰属」という項を設けて、札幌地区の各組織、北海道ブロック、中央本部など、いわゆる連絡協議会の組織について分析をしている。控訴審判決は地裁判決の上記部分を前提として、(1)の通り論じてい

るので、五二万人の信者の大部分がいわゆる連絡協議会に所属していることを認めていることになる。

(3) 連絡協議会の存在について
「被告協会と区別された独立の団体としての連絡協議会の存在自体、極めて疑わしいといわざるを得ない」という地裁判決の認定に対する統一協会の批判を一つ一つ否定して（一五頁～一七頁）、地裁判決の認定を確認している。

(4) 統一協会への帰属の有無
連絡協議会の存在を事実上否定した上で地裁判決は、「協会員」の組織の統一協会への帰属の有無を問題とし、結論として連絡協議会が「被告協会の非公式的な一部門に属していた」か、すくなくとも「その活動が、被告協会のものとして明示的または黙示的に許容され、その実質的指揮監督下におかれていた」と認定している。

それに対しても控訴審判決は、地裁判決の上記認定が証拠から容易

に認定或いは推認することができることであると言つてその認定を確定することはできない」（一八頁）証言によつて「協会と連絡協議会とが別個の組織であつたなどと認定するとはできない」と認定している。

(5) 結論

控訴審判決の認定によれば信者五二万人のほとんどが経済活動を行つてゐるはずなのであり、経済活動を行つてゐる組織は「連絡協議会」であり、「連絡協議会」と協会が別個の組織であることを認めることはできないというのであるから、連絡協議会が統一協会そのものであるという我々の主張が認められたものと考えられる。

また、連絡協議会が統一協会そのものであるという我々の主張が認められたものと考えられる。

方からの信頼に乗じて②その資産や収入を把握し③物質的利益に執着する卑しさを強調し、陰に陽に勧め、物品の販売をしてきた。

また、それらの過程で、①相手の学習の浸透を図つてきた。

心地を搔き立て、被告協会の教義

の學習の浸透を図つてきた。

心地を搔き立て、被告協会の教義

を悟られないように一般ビデオを混入したりして学習意欲や好奇心をかき立てる。

そして、①余人を排した教育過程であるツーディーズその他のコースに誘い込み②善良にして親切で明朗な協会員による親身の指導などで、心情的帰属意識を植え付け③過程ごとに教義の浸透度を確認把握し④悩みや弱点を把握して、手相因縁話などで不安を煽り、恐怖困惑させ、宗教的救いを希求する心地を搔き立て、被告協会の教義の學習の浸透を図つてきた。

また、それらの過程で、①相手の信頼に乗じて②その資産や収入を把握し③物質的利益に執着する卑しさを強調し、陰に陽に勧め、物品の販売をしてきた。

定であると思われる。今までの判例の認定の主流は、因縁話などによる勧誘の手法が被勧誘者を畏怖困惑させ、そのことが社会的相当性を欠いているというものであった。「畏怖困惑させた」というのは「正常な判断ができない状況を作出した」ことの一つであり、「正常な判断ができるない状況を作させた」ことよりも下位の概念である。我々が統一協会の「マンド・コントロール」として主張・立証してきた具体的事実をすべて包摂した概念である。

したがって、この認定が被害者救済のために持つ意味は、大きいのだと思われる。

イ 統一協会であることの秘匿への評価

地裁判決より格段に厳しくその違法性を指摘している。そもそも「伝道とは、自ら価値があると信ずる宗教的教義を他者が信する」とがその人の幸福や救いにつながると考え、善なる目的の下におこなわれるものである（控訴人の主張）のであれば、本来的には、その教義を秘匿すべき十分な必要性

及び合理性はないはずである」と断定している。この認定は、ごく普通の人々の感覚に合致する内容である。このような判断こそが、統一協会の違法行為を抑止する力を持つのだと考えられる。

ウ 手相、姓名判断、家系図鑑

三 結果について

(1) 自由な意思決定が妨げられたと認定

高裁判決の地裁判決との大きな相違は、統一協会の勧誘行為の結果、被勧誘者は「同意」を与えた通り、「献金」をしたりしているが、それは被勧誘者が自由な意思決定を妨げられた結果に過ぎず、「同意」があつたとしても「(勧誘行為の)違法性が阻却されることにはなら」ず、「献金等の出捐」があつたとしても「(統一協会が)財産を收受する」とが正当化される根拠はない」という評価である。

統一協会が本件訴訟において自己の勧誘行為などの正当性を被勧誘者の「自由な意思」による同意があるからだと主張していたこと

法定の妨害

(2) 意思表示の瑕疵と自由な意思決定の妨害
民法上、意思表示の瑕疵が問題となるのは、錯誤、詐欺、強迫である。そのような瑕疵ある意思表示は、無効或いは取り消しうるものとなる。被勧誘者が統一協会に對して与えた「同意」や「献金等の出捐」が上記の、意思表示の瑕疵の直接的対象ではないことは明らかである。統一協会の勧誘行為は「錯誤、詐欺、強迫」という概念で把握しきれるものではないし、そこで、被勧誘者が迫られているのは「錯誤、詐欺、強迫」が対象としている一回的な意思表示ではない。
それは、「錯誤、詐欺、強迫」行為よりも違法性の低い、それだけを取り出せば違法とは評価できないような行為を何回も何回も多様に繰り返して意思決定への影響力を強め、宗教的因素を利用した

害悪の告知を行い、最終目的であります。そこで至るまで何段階にもわたって分解した段階的な意思決定をさせ、その決定によって各段階の教化を継続して価値観の変換を進めるなど、「錯誤、詐欺、強迫」よりもはるかに複雑で、狡知での手段を総合すれば、意思決定への不当な影響力が詐欺、強迫よりもはるかに強い行為なのである。

控訴審判決は、以上のような統一協会の布教過程の特質を考慮して、それによる結果を「自由な意思決定を妨げられた」と評価したものだと考えられる。そのように考えれば、「自由な意思決定を妨げられた」という概念は、伝統的な「錯誤、詐欺、恐喝」という概念では捉えきれなくなつてきている。複雑な現代の取引社会等への法的対応として、加害行為の違法性判断や契約の有効性判断の基準として大きな意味を持つものとして成長する可能性があるのでないかと考ふられる。

(3) 東京地裁判決との対比

(3) 東京地裁判決との対比

勧誘者の自由な意思決定が妨げられたと評価したのは札幌高裁判決がはじめてではない。次のとおり東京地裁判決が初めてなのである。

【原告に対する勧誘・教化行為は、不当な目的に基づく社会的相当性を逸脱した方法で、結果として原告らの自由意思を阻害しているものといわざるを得ず、原告らの信教の自由を侵害する違法な行為と云うべきである】（同判決一七一頁）

東京地裁判決は自由意思を阻害しているという統一協会の勧誘方法につき次のとおり認定している。
 ①不当な目的を秘匿しながら②因縁、靈界の働きかけ、罪深さで不安を煽り③ある程度教義を教え込んだ時点で④知つたものが離れると罪が重くなる、先祖にざん訴されるといつて⑤教義からの離脱を困難な精神状態にした⑥その過程では、墮落人間であることを意識させ⑦救いのためには自己の判断で行動することは許されず、アベルの指示に従い⑧自己の考えは、サタンの働き、墮落エバの考え方批判した。

札幌高裁判決の方が、よりソフ

トな手段方法によつても自由意思が阻害されることを認めていると言つことがあるであろう。

四 救出と家族が受けた被害について

統一協会への入会によって被勧誘者と家族との関係が悪化したことについて、判決は「被控訴人らの財産の違法な収奪と無償の労役の享受及び被控訴人らと同様の被害者となるべき者の再生産という不当な目的を達成するための手段として、あるいはその結果として、被控訴人らの家族関係をはじめとする人間関係の悪化を将来したことは、被控訴人らが不法行為によって被害を受けたことにほかならぬ」と判断している。

そして、拘束によるものであれ、家族が被控訴人らを統一協会からやめさせたことは、統一協会の被控訴人らに対する責任の「終期」をもたらしたものと評価しているのである（二四頁）。

また、拘束が正当化されない場合の存在は認めつつ、その問題は、拘束したものと拘束されたものとの間で解決されるべき問題であり、統一協会には何の関係もないと判

断している。

そうすると、判決は、統一協会にいる限り統一協会員は自由な意思決定が妨げられている状態にあり、脱会が統一協会の責任の「終期」であるという評価をするのだと考えられる。そう認めているからこそ、思つて、また、以上のようないいことを認めているのだと考えられる。

したがつて、家族の行う救出活動は、本人に自由な意思決定をさせることを目的にしていることこそを裁判所も認めることになるはずである。これは社会的に正当な目的である。そして救出活動の結果、本人は自由な意思決定ができるようになるのである。結果も社会的に素晴らしいことである。そうすると救出については手段だけが問題となる。手段についても

「自由な意思決定が妨げられてる」統一協会員なのであるから、通常では認められない手段についても本人のために認められる場合があると考えられる（このように言つことは、我々の側の態度としては、極力本人の意思を尊重した救出活動を行うべきであるという考え方と全く矛盾しない。本人の心

に寄り添つた本人のための救出活動こそ我々が求めるものである）。そして、また、以上のようないいことを認めているのだと考へると、統一協会の「マインド・コントロール」についても「正常な判断ができない状況を作出して」とその存在を肯定したものと思われ、結果被勧誘者の自由意思が妨げられたから統一協会の行為は被勧誘者の信仰の自由を侵害した不法行為であると認定したのだと考えられる。そして、救出活動の正当性や親などの統一協会に対する新しい訴訟について、その可能性を切り開いたのではないかと考えられる。